

原動機付自転車等改造申告書

届出者 住所

氏名

旧標識番号		車名	
車台番号			

排気量の変更 (排気量計算式)	cc → cc ピストン直径=D (cm) ストローク= S (cm) 排気量計算式= $\pi \times (D \times D \div 4) \times S$ 3. 1 4 × (× / 4) × =	
ミニカーへの変更 (50cc 以下)	輪距 cm → cm ※輪距の確認できる写真添付	
上記以外の改造		
改造の理由		
改造の内容		
使用部品のメーカー 及び購入先等		
	領収証・取扱説明書等の資料 ☐ 有 ☐ 無 (理由:)	
改造者	住所 (所在地)	
	氏名 (業者名)	
	連絡先	

野田市長 様

上記のとおり原動機付自転車を改造したので申告いたします。

なお、改造に伴う事柄については、裏面の「留意事項」を了承し、当該車両により発生した一切の責任を私が負うことを誓約いたします。

令和 年 月 日

納税義務者 住 所

氏 名

連絡先

原動機付自転車等の改造登録について

原動機付自転車等を改造し、排気量のアップ（ダウン）等があった場合や車両種別が変更になる場合については、この改造申告書を記載のうえ、下記の必要書類を添付して登録申請をしてください。

改造登録に必要な書類

1. 専門業者に頼んだ場合

- ・業者の作成した改造証明書（記載内容は「原動機付自転車等改造申告書」と同程度のもの。）
又は業者からの請求書、領収書など（改造したことが分かるものに限る。）

2. 自分で改造した場合

- ・原動機付自転車等改造申告書
 - ・以下いずれかの添付書類
 - （１）別のエンジンに載せ変えた場合
 - ・エンジンの購入領収証等
 - （２）改造（ボアアップ）キットを取り付けた場合
 - ・改造キットの購入領収書等
 - ・改造キットの取扱説明書等
 - （３）エンジン内部をボーリングした場合
 - ・新たなピストンの購入領収書等
 - （４）ミニカーへの輪距変更
 - ・輪距の確認できる写真
- ※50cc を超える改造の場合、原動機付自転車の種別から外れるため市役所では登録できません。
- （５）その他の改造
 - ・下記担当課までお問い合わせください
- ※必要書類が添付できない場合はその理由を御記入ください

3. 留意事項

- ・「原動機付自転車等改造申告書」に基づき標識の交付を行います。これは税率の区分が変更になったことを示すにすぎません。今回の改造について、走行性、安全性について市役所が保証するものではなく、「道路運送車両の保安基準に適合する」ことを保証しませんので御了承ください。
 - ・標識の変更のみをもって「１人乗り」の車両が「２人乗り」の車両に変わったり、「二段階右折」等の交通ルールが変わったりするわけではありません。
 - ・運転免許の種類は、変更後の車両の種類に応じたものが必要になります。
 - ・上記のほか、道路交通法における取扱いは御自身で御確認下さい。
- ・虚偽の申告があった場合には、地方税法第４５３条に違反し、罰せられます。

○地方税法第４５３条（軽自動車税に係る虚偽の申告等に関する罪）

「（略） 申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をしたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。」

問合せ先 野田市役所 課税課 税務係

04-7123-1718（直通）